

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る
基本構想等策定支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月

伊勢崎市企画部事務管理課

伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る
基本構想等策定支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的

本業務は、伊勢崎市が所有等する土地及び伊勢崎織物協同組合が所有する土地（伊勢崎市曲輪町31番1、2、3、4、5、9及び10の総敷地面積9,203.15㎡）を活用し、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備の事業化に当たり、伊勢崎市図書館を核とした公共施設、民間施設及び織物産業伝承施設の導入機能、規模、概算事業費、整備手法等を整理する「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想（案）」（以下「基本構想案」という。）等を作成するとともに、PFI導入可能性調査を行うことを目的として実施するものである。

2 業務概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想等策定支援業務委託」（以下「業務委託」という。） |
| (2) 業務内容 | 別添「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで |
| (4) 委託上限額 | 24,189千円（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものとする。 |

3 参加要件

応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) PPP／PFI事業における導入可能性調査業務委託、各種計画等策定支援業務委託等の類似業務を国又は地方公共団体から受託し、完了した実績を有していること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 本市が定める入札参加資格を有し、契約締結までの間に群馬県及び本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく入札参加の制限を受けている者でないこと。
- (6) 直近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなす。）。

- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けていないこと。
- (8) 暴力団である者、暴力団の影響下にある者、暴力団に資金、便宜供与等の協力をしている者、暴力団であることを知りながら利用（委託、請負、資材購入又は雇用）をしている者、暴力団と密接な交友関係を有する者でないこと。
- (9) 本業務委託を複数の事業者が共同企業体を結成して参加表明する場合、各構成員についても上記(2)から(8)の要件を満たしていること。なお、(1)については、構成員の1者が満たしていればよい。

4 実施スケジュール

項番	実施内容	実施期間
1	実施要領等の配布	令和6年2月6日（火）から
2	質問書の受付期限	令和6年2月15日（木）まで
3	質問書への回答予定日	令和6年2月20日（火）頃
4	参加表明書等の提出期限	令和6年2月26日（月）まで
5	企画提案書の提出期限	令和6年3月13日（水）まで
6	プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年3月27日（水）

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記入の上、電子メールにて提出することとし、提出する際の件名は「公募に関する質問（事業者名）」とすること。

(2) 電子メール提出先

伊勢崎市企画部事務管理課

E-Mail： jimukan@city.isesaki.lg.jp

(3) 回答方法

質問及び回答についてまとめたものを、伊勢崎市のホームページにて掲載する。

6 参加表明書の提出書類

提出書類	提出部数	提出期限
参加表明書（様式2）	1部	令和6年2月26日（月）まで
事業者概要書（様式3）		
類似業務実績書（様式4）		
業務体制表（様式5）		
担当者経歴書（様式6）		
登記簿謄本（写し可）		

7 企画提案書の提出書類

提出書類	留意事項	部数	
		正	副
企画提案書 （任意様式）	(1) A4版縦型ファイルにより、左綴じとすること。 （図表等は必要に応じてA3サイズの折込みも可） (2) 表紙に「伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備に係る基本構想等策定支援業務企画提案書」及び「事業者名」を記載すること。 (3) 別添「仕様書」に基づく、次の内容を含んだ具体的な提案であること。 ア 業務実施方針に関すること。 イ 業務実施体制に関すること。 ウ 業務実施スケジュールに関すること。 エ その他、独自の企画提案に関すること。 (4) 提出できる企画提案書は1案とする。 (5) 受付期限後の企画提案書の再提出や追加、差替え等は不可とする。	1部	15部
参考見積書 （任意様式）	(1) 見積限度額を超えないこと。なお、見積限度額を上回った場合は、審議の対象としない。 (2) 本業務委託仕様書「第4 業務内容」に即して見積内訳書を作成すること。	1部	15部

8 提出方法及び提出先

次の提出先に持参又は配達記録が残る郵送とし、郵送による場合は、提出期限必着とする。

【提出先・担当課】

〒372-8501

伊勢崎市今泉町二丁目410番地 伊勢崎市役所東館4階

伊勢崎市企画部事務管理課行政改革係

電話：0270-27-2708

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

9 選定方法

(1) 選定委員会

受託候補者の選定に当たっては、伊勢崎市中心市街地にぎわい創出拠点整備基本構想等策定支援業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行う。

なお、応募者が多数あった場合は、プレゼンテーションに先立ち、提出された書類のみで審査を行い、あらかじめ5者程度を選定する場合があります。その場合、選定外となった応募者に対しては事務局から通知します。

(2) プレゼンテーション審査

ア 審査実施日

令和6年3月27日 ※詳細は別途ご案内します。

イ 審査方法

- (ア) 企画提案書等により事業者別にプレゼンテーションを受け、その内容を審査する。
- (イ) プレゼンテーションは企画提案書等を使用し、制限時間は20分以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションに係るヒアリングは10分程度とする。
- (エ) 審査実施日の出席者は1つの提案につき3人以内とする。（共同企業体の場合は5名以内とする。）

ウ 評価基準

審査項目	審査内容	配点
実施工程	業務内容を的確に把握し、効率的な手順で無理のないスケジュールが示されているか。	10
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・類似業務の履行実績があり、今回の業務を実施する上で、十分な経験を有しているか。 ・提案内容を実現できる人員配置や役割分担がされているか。 ・公共施設の中核である図書館の基本構想の作成実績を有した人員の配置がなされているか。 	25
提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨及び目的を十分に理解した実施方針となっているか。 ・事業スキームの検討、その効果及び課題の整理がされているとともに、最適な官民連携による事業手法の確立に向けた具体的な方法が示されているか。 ・民間事業者進出の可能性・条件を明らかにすることについて、効率的で効果的な提案内容が示されているか。また、市の財政負担、将来リスクなどを踏まえ、現時点で最適な事業スキームの考え方について、考慮すべき点を的確に捉えた説得力のある提案内容が示されているか。 ・本事業の効果を高める独自性のある提案がされているか。 	35
見積内容	提案額について、人件費、諸経費等の積算内訳が詳細かつ明確に記載されているか。	10
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・説明の分かりやすさ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。 ・発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付けなどにより説得力があるか。 ・質問に対する回答の内容が明確であるか。 	20
合計		100

エ 審査結果

審査の結果は、企画提案書の提出者全員に通知するものとし、その通知方法は電子メールによるものとする。最優秀者（受託候補者）は、伊勢崎市のホームページにて公表する。

オ 留意事項

企画提案書の提出が1者である場合は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施せず、書類審査によって合否を判断する。書類審査の結果、不合格の場合、または参加表明書及び企画提案書の提出がない場合は、再度公告して申込書等の提出期限を延長するものとする。その際、必要に応じて参加資格の変更又は履行期間の変更等を行うことがある。

10 契約の締結

- (1) 契約に当たっては企画提案書に記載された内容を基本とするが、業務内容の詳細について受託候補者と伊勢崎市の協議により内容を確定し、随意契約にて当該業務実施に係る委託業務を締結する。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約しない場合、又は協議が整わなかった場合は、選定委員会における次点の事業者と契約について協議する。
- (3) 契約の締結に際し、契約保証金として契約金額の10分の1以上の額を納付すること。ただし、伊勢崎市契約規則第31条第3項（伊勢崎市財務規則第158条第3項）に該当する場合は、この限りではない。

11 失格要件

参加者が次の条件のいずれかに該当する場合には、提出された参加表明書及び企画提案書を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案書の提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者が、企画提案書の選定に関して、審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (5) その他要領に違反するなど選定委員会が不適合と認めた場合

12 その他

(1) 辞退について

企画提案書の提出者が、企画提案書の提案を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）により、令和6年3月13日（水）までに担当課まで持参又は郵送すること。郵送の場合は期間内必着とする。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等

に不利益な扱いを受けることはない。

(2) 費用負担について

提出書類の作成や本プロポーザルに係る一切の経費については、提出事業者の負担とする。

(3) 提出資料の取扱い

ア 全ての提出書類は返却しない。

イ 特定されなかった企画提案書は、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を企画提案書に記載すること。記載のない場合は、返却希望がないものとみなす。

ウ 提出資料は、審査を行う作業に必要な場合において、複製を作成する。

エ 提出資料及びその複製は、企画提案書の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。

(4) 契約について

本業務委託は、令和6年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きである。市議会における予算の否決等、予算が成立しない場合は契約を締結しない。